

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「高い技術をもって、社業の発展を図り、健全な経営により社会的責任を果たす。」という経営理念を掲げ、国内土木事業・国内建築事業・海外事業をはじめとする各事業の着実な実行により、全てのステークホルダーから信頼され、期待に応えることができる経営の実現を目指しております。

また、法令、社会規範、企業倫理などを恒常的に遵守するとともに、迅速かつ柔軟な対応が可能な経営体制とすることにより、企業活動の健全性、透明性を確保し続けることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、保有先の企業との取引関係の開拓、維持、強化等のため、政策保有株式を保有することがあります。

政策保有株式の取得、保有継続、売却等については、保有目的及び経済的合理性等を総合的に検証し、当社の企業価値の向上に資するものであるか否かを適宜判断しております。

議決権行使にあたっては、保有先の中長期的な企業価値の向上につながるか、また、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを総合的に勘案したうえで、個々の議案ごとに賛否を判断しております。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、当社の取締役との競業取引及び利益相反取引に該当する可能性がある取引については、事前に取締役会の承認を要することとしております。そのうえで開示対象となる取引がある場合には開示を行います。なお、当社には当社株式の10%以上を保有する主要株主は存在しないため、主要株主と取引を行う際の承認手続きは定めておりません。

【原則3-1】(情報開示の充実)

当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスの充実のため、また、ステークホルダーの皆様にとって付加価値の高い情報を提供できるよう、情報開示に努めております。

- (1)(2) 経営理念や経営戦略ならびにコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「1 1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。また、経営計画につきましては、中期経営計画資料を当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。(http://www.toa-const.co.jp/ir/plan/)
- (3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、本報告書の「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照ください。
- (4) 取締役、監査役の指名及び執行役員候補者の選任にあたっては、社内外から幅広く人選し、個々の経歴や業績、知識、経験、能力等、全体的なバランスを考慮した上で、優れた人格・見識と、高い経営能力を有し、当社の企業価値の向上に貢献いただける方を取締役会で決定しております。
- (5) 取締役、監査役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集ご通知参考書類において、記載しております。

【補充原則4-1-1】(取締役会の経営陣に対する委任の範囲とその概要)

当社は、取締役が経営の意思決定を、執行役員が業務執行を担うことにより、経営と執行を分離する執行役員制度を採用しております。

取締役は、法令、定款及び取締役会付議基準に定められた重要事項に関し、毎月1回以上開催される取締役会において審議・報告を行い、当社及び当社グループにおける重要事項に関する経営の意思決定を行っております。

執行役員は、迅速かつ適切な業務執行のため、業務執行に関する重要事項に関し、毎週1回開催される経営会議において審議・報告を行い、業務執行に関する重要事項を決定しております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、取締役会における議論が一層活性化し適切な意思決定が行われることや、その監視機能を強化することなどを目的として、独立社外取締役を選任しております。

現在、当社取締役7名のうち社外取締役は2名であり、2名とも独立役員として金融商品取引所へ届け出ております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社における独立性判断基準は、本報告書の「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制

の状況の1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としてのバランス、多様性・規模等に関する考え方)

社外取締役候補者は、企業経営者・有識者等の中から、豊富な経験と知識を活かし、主に取締役の職務執行の監督強化に資する人材を選定しております。社内取締役候補者は、当社グループの事業内容・経営状況の理解が深く、経営戦略・施策の立案・実行を強いリーダーシップを発揮して遂行できる人材を選定しております。

取締役会において適切な審議と執行の監督が行われるように、各部門及び経営企画担当の執行役員の中から、バランスを考慮したうえで取締役候補者を選任することとし、その人数については定款にて10名以内と定めております。

【補充原則4-11-2】(社外取締役・社外監査役の兼任状況)

社外取締役は、取締役会や重要な会議への出席に影響するような他社との兼職はございません。

社外監査役3名の内、2名はそれぞれ他社の取締役、監査役を兼任しておりますが、監査計画を事前に提示しており、当社の監査に支障が出ることはございません。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に専念しております。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社は、取締役会が効率よく適切に機能しているかを検証し、取締役会全体の機能向上を図ることを目的とした取締役会の実効性に関する評価(自己評価)を実施しております。

(評価結果概要)

取締役会の規模・構成・運営状況等において、全体として概ね適切ではあるものの、中長期的な経営方針・経営課題や、内部統制に関わる事項について、これまで以上に深度ある意見交換を行い、審議を充実させるための工夫を、更に検討する必要があるとの認識に至りました。

(今後の取り組み)

評価アンケートの集計結果を基に、課題の認識、改善策の検討など、今後も取締役会において議論を重ね、機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役、監査役のトレーニング方針)

当社は、全ての取締役、監査役に対して、それぞれの役割・責務の遂行のために必要なトレーニングを継続的に行っております。加えて、社外取締役、社外監査役に対しては、当社グループの事業・財務・組織等に関して必要となる知識・情報等を提供する機会を設けております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主・投資家との建設的な対話を重視しており、当社グループに関する有用な情報について、経営企画、財務、総務、法務等を統括する各部門の責任者である経営陣が連携して、次のような活動を推進しております。

機関投資家との対話については経営企画担当役員が統括し、定期的に経営戦略の概略・進捗、業績や事業の状況及び株主還元などに関するIR決算説明会を行っているほか、国内外の機関投資家との個別のミーティング対応を行っております。IR決算説明会は、当社の企業価値向上に向けた長期的な視点で機関投資家と直接対話ができる機会であり、その結果を適宜経営の課題として検討できるよう、社長及び経営陣が参加します。上記の説明会の際の質疑内容や機関投資家から寄せられたご意見は、適宜取締役会に報告し、当社の経営に活かしております。

さらに、当社の事業内容をより理解していただくために、定期的に当社が施工している工事現場の見学会を行うなど、経営陣と機関投資家との対話の機会を設けております。

個人株主との対話に関する取組みについては、当社の事業内容を理解し、より長期的な視点で当社株式を保有いただくために、メールアドレスをご登録いただきました皆様に当社の適時開示情報などの最新トピックスをEメールにてお知らせする「IRメール配信サービス」を提供するとともに、「IRIについてのお問い合わせ窓口」を当社ホームページに設置しております。

(<http://www.toa-const.co.jp/ir/>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,171,000	4.97
太平洋セメント株式会社	10,685,935	4.75
明治安田生命保険相互会社	7,706,000	3.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,337,000	3.26
東亜建設工業鶴株会	7,193,000	3.20
JFEスチール株式会社	7,148,732	3.18
株式会社みずほ銀行	5,723,500	2.54
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,334,100	2.37
東亜建設工業社員持株会	5,157,630	2.29
みずほ信託銀行株式会社	5,127,000	2.28

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記「大株主の状況」は、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。

当社は、平成28年3月31日現在、自己株式12,408,632株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.52%)を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点では、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える事実は、特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
岡村 真彦	他の会社の出身者								△				
渡邊 光誠	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡村 真彦	○	社外取締役 岡村 真彦氏は、三井物産株式会社出身であります。同社と当社の間には、工事請負契約、業務委託契約等の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	大手商事会社の要職を歴任され、豊富な経験から取締役の職務執行の監督強化を図るに十分な見識を有していると考え、社外取締役としての適切な職務の遂行が期待できるため。また、当社が上場する金融商品取引所が規定する独立役員の独立性基準及び属性において独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、一般株主保護の機能が期待できるため、独立役員として届け出ています。
渡邊 光誠	○	—	法曹としての豊富な経験と高い知見を有し、長年に亘り他社の社外監査役及び監査等委員である社外取締役を務めていることから、当社における取締役の職務執行の監督強化の役割を十分に果たしていただけると判断したため。

また当社が上場する金融商品取引所が規定する独立性基準及び属性において独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、独立役員として一般株主保護の機能が期待できるため、独立役員として届け出ています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は、年間計画、監査報告書等の定期的な打合せを含め、必要に応じ、随時情報交換を行うことで相互の連携を密にしております。

監査役と会計監査人の連携状況は、次のとおりです。

1. 監査計画の聴取
2. 四半期決算監査状況の聴取
3. 単体・連結の決算監査結果の報告

監査役と内部監査部門の連携状況は、次のとおりです。

1. 内部監査部門から監査役への内部監査結果の報告
2. 本支店、営業所及び関係会社における監査役監査結果に関する内部監査部門との情報交換
3. 内部監査部門の監査役会事務局の兼務

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
奥 雄二郎	他の会社の出身者													△			
中野 聡	他の会社の出身者													△			
三上 禎一	他の会社の出身者													△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥 雄二郎	○	社外監査役 奥 雄二郎氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社出身であります。同社と当社の間には、工事請負契約、保険契約の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	大手損害保険会社の役員としての豊富な経験と経歴を通じて培われた幅広い見識により、当社の監査業務においても適切にその職務を遂行していただけるものと期待できるため。また、当社が上場する金融商品取引所が規定する独立役員の独立性基準及び属性において独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、一般株主保護の機能が期待できるため、独立役員として届け出ています。
中野 聡	○	社外監査役 中野 聡氏は、明治安田生命保険相互会社出身であります。同社と当社の間には、工事請負契約、保険契約の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	大手生命保険会社に勤務し、長年にわたる保険業務の経験と知識、また他社における役員経験から培った見識により、当社の監査業務においても適切にその職務を遂行していただけるものと期待できるため。また、当社が上場する金融商品取引所が規定する独立役員の独立性基準及び属性において独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、一般株主保護の機能が期待できるため、独立役員として届け出ています。
三上 禎一	○	社外監査役 三上 禎一氏は、太平洋セメント株式会社の出身であります。同社と当社の間には、工事請負契約、建設資材購入の取引関係がありますが、特別の利害関係はありません。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	大手セメント事業会社に勤務し、財務、会計業務の経験と知識、また海外での事業経験から培った見識により、当社の監査業務においても適切にその職務を遂行していただけるものと期待できるため。また、当社が上場する金融商品取引所が規定する独立役員の独立性基準及び属性において独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、一般株主保護の機能が期待できるため、独立役員として届け出ています。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

社外役員の独立性に関する基準

当社は、当社が招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性を確保するため、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保(有価証券上場規程第436条の2)」及び「上場管理等に関するガイドライン」等を参考に、当社の[独立性検証項目]を設定しております。その概要は、次のとおりです。

(1)当該社外役員が当社グループとの取引先の出身者である場合

現在及び過去5年間に於いて、下記a.の取引先またはその業務執行者に該当する場合もしくは下記b.に該当する場合は、当該社外役員には独立性が無いものと判断する。

- 当該取引により、当社グループまたは当該取引先の存続発展に必要ないし多大な影響を及ぼす地位を有すると客観的・合理的に認められる場合(依存度が高い場合、連結売上高の2%以上である場合、当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を受けている場合)
- 当該取引先と当社グループとの取引において、当該社外役員の関与が認められる場合

(2)当該社外役員がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の出身者の場合

現在及び過去5年間に於いて、以下のいずれかのケースに該当する場合は、当該社外役員には独立性がないものと判断する。

- 役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(注1)を当社グループから得ている場合
- 当該社外役員が専門家の場合もしくはサービス等を受ける団体に属する場合において、当社グループの企業経営に不可欠あるいは他に同等のサービス等の提供先が見つからないなど、当社グループの依存性が高い場合
- 当社グループが当該団体からサービス等を受ける場合において、当該社外役員の関与が認められる場合

(3)当該社外役員の近親者(注2)が当社グループと関係がある場合

現在及び過去5年間に於いて、当該社外役員の近親者が以下のいずれかのケースに該当する場合は、当該社外役員には独立性がないものと判断する。

- 上記(1)または(2)に掲げる者(重要でない者を除く。)
- 当社グループの業務執行者(重要でない者を除く。)

(注1) 上記事業年度における平均額が年間1,000万円超

(注2) 配偶者、2親等以内の親族、同居の親族または生計を一にする者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

受注・利益の達成状況や財務指標など定量的評価項目及び法令遵守の状況や株価など定性的評価項目に照らし、取締役ごとの評価を行い、評価(業績)に連動した報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬については、年間報酬の総額を有価証券報告書にて開示することにより、投資家をはじめとするステークホルダー及び一般公衆の縦覧に供しております。なお、取締役及び監査役に対する平成26年度における報酬等の額は、以下のとおりであります。

- ・取締役の年間報酬総額(社外取締役を除く。) 180百万円
- ・監査役の年間報酬総額(社外監査役を除く。) 13百万円
- ・社外役員 21百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の総額(限度額)については、株主等利害関係者に対して納得性のある報酬水準とするために、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議いただいております。また、個別の取締役報酬については、個々の役割、責任、業績を考慮し、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役に対しては、取締役会や主要な会議等の議案について事前説明を実施するなど、十分な情報提供を行っております。
2. 監査業務の補佐については、内部監査部門である「内部監査室」所属の従業員を補助使用人とし、監査役及び監査役会に係る事務局を兼務するとともに、監査上必要な業務を補佐する体制をとっております。
3. 社外監査役への情報伝達の方法に関して、経営上重要な情報については取締役会(毎月開催)その他の定期の重要会議に全員が出席し、また経営会議(毎週開催)の情報については、出席した監査役から伝達されております。
4. 内部監査部門から社外監査役への情報伝達の方法については、監査業務中の場合はその執務中に直接伝達され、監査役会が報告すべきものと定めた事項については、その都度担当取締役又は役職員から情報が伝達されております。なお、監査上必要があるときは、担当取締役及び重要な役職員に対し、直接事情聴取することにより伝達される体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 当社は、取締役が経営の意思決定を、執行役員が業務執行を担うことにより、経営と執行を分離する執行役員制度を採用しており、以下の会議において審議・報告・決定を行っております。
取締役会は、独立性の高い社外取締役及び独立性の高い社外監査役を含む監査役出席のもと、毎月1回以上開催され、法令・定款及び取締役会付議基準に定められた重要事項に関する審議・報告を行い、経営の意思決定を行っております。
経営会議は、常勤取締役と土木、建築、国際の各本部長、常勤監査役の出席のもと、毎週1回開催され、業務執行に関わる重要事項を審議・報告し、会社としての方向付けを行うとともに業務執行に関する重要事項を決定しております。審議結果のうち、法令・定款及び取締役会付議基準に定められた重要事項は取締役会において、意思決定を行っております。
2. 内部監査につきましては、平成21年4月に内部監査室(要員3名)を設置し、内部監査規程に基づく監査を実施することにより内部統制システムの有効性の強化に努めております。

3. 監査役監査につきましては、監査役4名(内社外監査役3名)により監査役会を構成し、監査役会が定めた監査計画に基づき取締役会等の重要な会議に出席するほか、本社を含む各事業所への往査、子会社の状況聴取等を行うことにより、取締役の職務を監視しております。監査役のうち1名は、当社において企画・監査部門を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役は2名、社外監査役は3名選任されております。社外取締役及び社外監査役全員が当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他利害関係はありません。すなわち、(1)当社の主要株主もしくはその業務執行者、(2)当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者、(3)当社から役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家のいずれにも該当せず、またこれらに掲げた者の近親者にも該当しません。
5. 社外取締役及び社外監査役は、さまざまな分野に関する豊富な知識、経験を有する方を選任し、中立的・客観的な視点から監督・監査を行うことにより、経営の健全性を確保することをその役割として期待しております。また当社は、当社が招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性を確保するため、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保(有価証券上場規程第436条の2)」及び「上場管理等に関するガイドライン」等を参考に、当社の〔独立性検証項目〕を設定しており、社外取締役及び社外監査役選任の目的にかなうよう、その独立性確保に留意し、実質的に独立性を確保することが難しい方については社外取締役及び社外監査役として選任いたしません。
6. 平成28年6月開催の定時株主総会において社外取締役を1名増員し、2名体制として、独立性を有する取締役による適切な経営監督を実現し、経営の健全性・透明性の更なる向上を図っております。
7. 社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因になった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
8. 会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しております。
平成27年度における会計監査業務を執行した公認会計士、監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。
会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
安田 弘幸 奥見 正浩
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士8名 その他11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は企業統治システムの一つとして、平成11年6月より執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の役割を明確に区分し、業務執行の適正化、効率化及び迅速化を図るとともに、経営環境の変化に適切かつ柔軟に対応できる経営体制を構築することが重要と考えており、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役会制度を有する現体制が最適であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	<ol style="list-style-type: none">1. 株主総会招集通知及びその議案の決議結果をホームページに掲載しております。2. 株主に総会への積極的な出席を促すため、日頃よりIR活動を重視し、当社の財務内容や事業状況等を十分かつ適切に理解してもらえるよう、ホームページ等を通じて適切な情報開示に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	IR説明会を基本的に年2回(第2四半期決算、本決算)開催しております。なお、説明会とは別にIR活動の一環として、工事現場の見学会を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	【当社ホームページURL】 http://www.toa-const.co.jp/ 【掲載している投資家向け情報】 ・トップマネジメントメッセージ ・中期経営計画 ・決算短信 ・決算説明会資料 ・DATA BOOK ・有価証券報告書 ・四半期報告書 ・Annual Report ・株主総会招集通知 ・株主総会議案における決議結果 ・その他	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ol style="list-style-type: none">1. 環境憲章を制定し、その基本理念のもとに環境保全活動を推進しております。なお、活動状況については「CSR報告書」を作成するとともに、ホームページに掲載し、多くのステークホルダーに公開しております。2. CSR活動については、企業としての社会的責任を果たすべく「企業行動規範」を定め、全社員に周知徹底するとともに、公正かつ誠実なコーポレートガバナンスを実践し、ステークホルダーからの信頼確保を重視した企業活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範の第5条「企業情報の適正な開示と信頼の確保」で定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方(基本方針)】

健全な経営を目指しかつ企業としての社会的責任を果たすため、適正かつ効果的な業務執行体制の構築に加えて、全社的なコンプライアンス意識の浸透、業務執行全般に係るリスクの的確な把握とコントロール、独立性のある内部監査体制の構築などを重視し、それぞれ企画部門、総務部門、内部監査部門を中心に組織横断的な対応を実践し、内部統制システムの実効性の向上を目指しております。

【体制整備の状況】

1. 役職員が法令・定款及び企業倫理を遵守した業務執行を行うよう企業行動規範(以下参照)を定め、グループ全体に周知徹底するとともに、広くステークホルダーに開示しております。また、コンプライアンス、内部統制及びリスク管理については、CSR委員会が全社横断的な内部統制を構築し、行動計画を策定、実施するとともに、内部通報制度の強化、会社法等に基づく内部統制システムの構築に係る取締役会決議事項の実施などにより、今後より一層統制環境の整備、充実を図っていきます。
2. 業務執行に係るリスク管理については、それぞれの担当部門が定めた管理規程等に従い当該部門が行っておりますが、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社対応については、リスク管理規程に基づきCSR委員会が対応し、必要に応じてその状況や対応内容を取締役に報告する体制をとっております。
3. 取締役の情報管理体制としては、その職務執行に係る情報(取締役会議事録、稟議書)は文書又は電磁的媒体にて記録し、文書管理規程に従い保存する体制をとっております。
4. 社外取締役は2名、社外監査役は3名選任されております。社外取締役及び社外監査役全員が当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他利害関係はありません。すなわち、(1)当社の大株主もしくはその業務執行者、(2)当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者、(3)当社から役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家のいずれにも該当せず、またこれらに掲げた者の近親者にも該当しません。
5. グループ会社の業務の適正を確保する体制については、当社の定めるグループ会社運営基準に基づき、グループ各社における経営上重要な事項に関しては当社取締役会の付議事項とし、その他の事項については当社企画部門の審査を経る体制をとっております。また、当社の内部監査部門がグループ各社の業務執行の状況等について監査を実施し、業務の適正を確保しております。
6. 反社会的勢力の排除に向けた取組みについては、企業行動規範において「反社会勢力との関係の遮断」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、各事業所の管理部門を対応の統括部署として所轄警察署等関係機関との連携、情報の収集、管理及び研修会を実施し、反社会勢力、団体の排除に当たっております。
7. 財務報告に関する報告及び情報の適正性を確保する体制については、当社グループの財務報告に係る内部統制基本方針に基づきその有効性を継続的に評価し、是正改善を行なうことにより業務品質の向上を図っております。

【東亜建設工業グループ 企業行動規範】

当社は、経営理念に掲げる「高い技術をもって、社業の発展を図り、健全な経営により社会的責任を果たす」ことが、社会における当社の存在意義であるとの認識のもとに、CSR活動を推進し健全で継続的な社業の発展を目指すべく、ここに『東亜建設工業グループ 企業行動規範』を定め、グループ全体に周知徹底します。

1. 優良な建設物とサービスの提供

当社は、多様化する顧客、社会的ニーズに応え、社会に貢献する建設物・サービスの提供に努めます。

2. 法令等の遵守の徹底

当社は、法令並びにその精神を遵守・徹底し、社会的良識のもと誠実かつ適切な企業活動を実践します。

3. 公正な競争の推進

当社は、公正かつ透明な自由競争を推進します。

4. 反社会的勢力との関係の遮断

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断します。

5. 企業情報の適正な開示と信頼の確保

当社は、企業情報を適正かつ適時に開示するとともに、社会とのコミュニケーションを積極的に図り、「開かれた企業」として社会からの信頼の確保に努めます。

6. 地域社会との調和と貢献

当社は、企業の利益と社会の利益を調和させるとともに、地域社会との良好な関係の構築、維持に努め、「よき企業市民」としての役割を果たします。

7. 環境への取り組み

当社は、企業活動の全領域で環境との共生に努めるとともに、その保全・再生に積極的に取り組みます。

8. 働きやすい職場環境と豊かさの実現

当社は、安全で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格・個性を尊重し、ゆとりと豊かさを実現します。

9. 国際社会との調和と貢献

当社は、国際社会において国際ルールや現地の法令遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する事業活動を推進します。

10. 率先垂範と体制整備

当社の役員及び幹部社員は、本規範の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範を実践するとともに、管理・指導を徹底し、社内体制の整備・強化に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、グループ各社も含め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断するため、不当要求等については、毅然かつ組織的に対応することにしております。「東亜建設工業グループ企業行動規範」に、「反社会的勢力との関係の遮断」を定め、CSR活動を推進していく上での指針のひとつとして示しており、全社員が反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを明確にしています。また、当社の取引先との契約においては、「反社会的勢力排除に関する確約書」を義務付けており、全社を挙げて反社会的勢力排除に向けての取組みを強化しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

【会社の支配に関する基本方針について】

当社は、公開会社として株式を上場し、株主、投資家の皆様による株式の自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合において、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものと考えております。

当社株式の売却を行うか否か、すなわち大規模買付提案等に応じるか否かの判断を株主の皆様適切に行っていただくためには、大規模買付者側から買付の条件や買付後の経営方針、事業計画等に関する十分な情報提供がなされる必要があると考えます。また、当社は、その大規模買付提案に対する当社取締役会の評価や意見、大規模買付提案に対する当社取締役会による代替案等も株主の皆様提供しなければならないと考えます。株主の皆様には、それらを総合的に勘案したうえでご判断をいただく必要があると考えます。

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の経営理念を理解し、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に構築することができ、当社の企業価値、株主共同の利益を中長期的に向上させることのできる意思と能力を備えている必要があると考えます。

したがって、大規模買付提案にあたって当社や当社の株主に対し、提案内容に関する情報や意見、評価、代替案作成に必要な時間を与えない大規模買付者、買付の目的及び買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である大規模買付提案を行う買付者、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有する提案等を行う大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者としては適切ではないと考えています。

このような大規模買付提案または大規模買付行為等があった場合には、当社は、法令及び定款によって許容される限度において、企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な措置を講じることを基本方針とします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の課題、目標について

以下の事項について一層の強化を図っていきます。

課題 コンプライアンス、内部統制及びリスク管理の強化、充実

目標 コーポレート・ガバナンス体制の整備、強化による企業価値の一層の向上

2. 適時開示体制の概要について

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

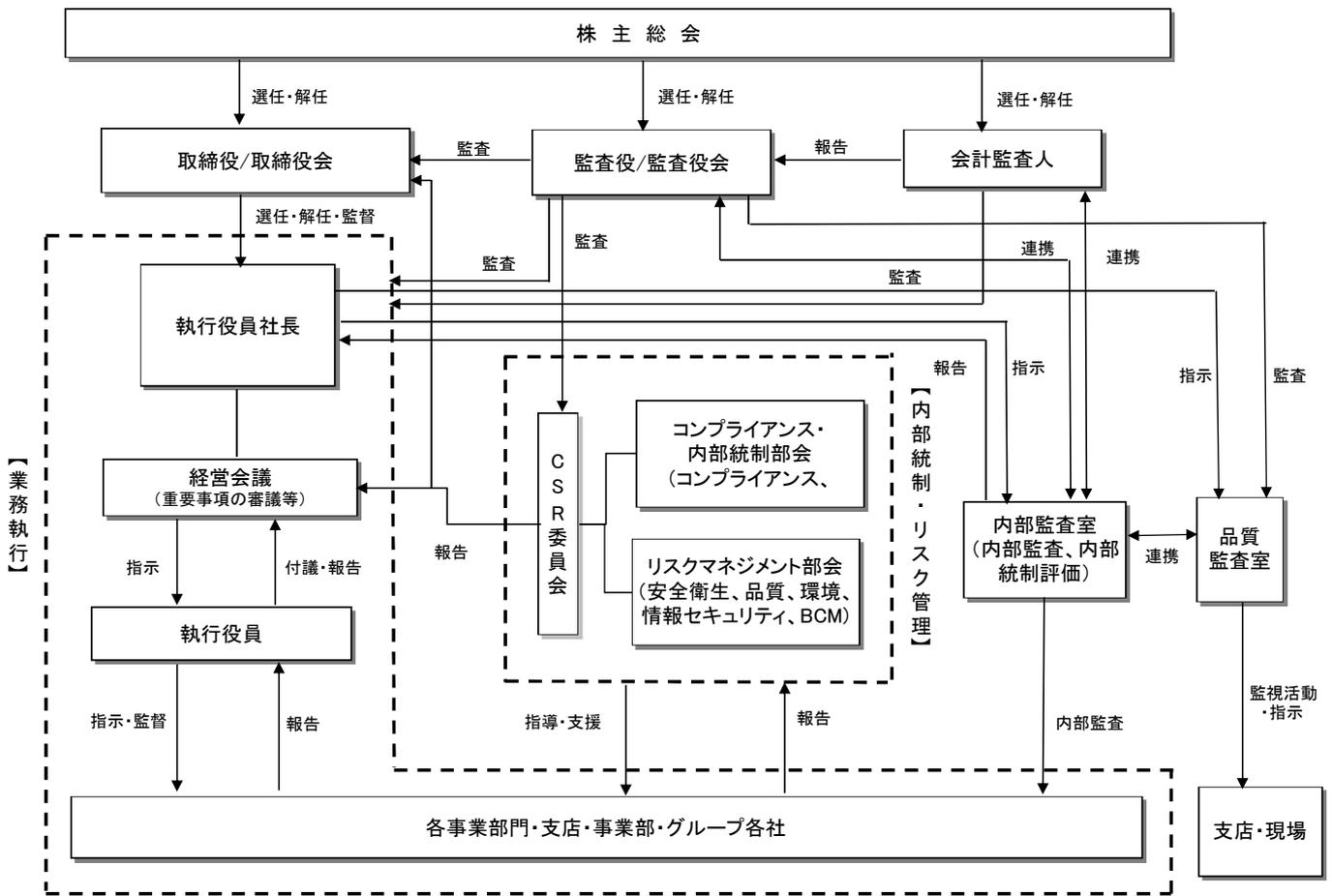
【基本的な考え方】

当社は、金融商品市場の健全化に資することを目指し、投資家への適時適切な会社情報の開示を基本姿勢としております。そのために、金融商品取引法その他の関係諸法令、及び金融商品取引所の諸規則に則り、正確で公平な情報開示を行っております。

【会社情報の適時開示に関する社内体制】

適時開示は、担当役員または情報取扱責任者（管理本部総務部長）が情報の集約・管理を行い、適時開示規則等に則り関係部署と協議のうえ、代表取締役社長に報告します。法定事実及び決算情報については取締役会承認後遅滞なく情報開示を行い、発生事実など、適時開示の主旨に則り開示することが求められる事項については、発生後遅滞なく情報開示を行います。

コーポレートガバナンス体制



適時開示体制

